

# 鏡野町内の建築物における鏡野町産材等の利用の促進に関する方針

令和5年1月19日

## 第1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、国並びに県の基本方針に即し、「鏡野町内の建築物における鏡野町産材等の利用の促進に関する方針」(以下「方針」という。)を定め、建築物への鏡野町産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成、地球温暖化防止や循環型社会の構築及び林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

## 第2 定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 鏡野町産材等 鏡野町産材とは、合法な手続きを経て町内で伐採したことが証明された木材をいう。ただし鏡野町産材のみを利用しての木造化・木質化が困難な場合は、岡山県内で伐採されたことが証明された木材(岡山県産材)を追加適用する。
- (2) 建築物 建築基準法(昭和25年 法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 公共建築物 建築基準法第2条第2項第1号及び脱炭素社会の実現に資する等の為の建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年 政令第203号)第1条各号に規定する建築物をいう。
- (4) 非公共建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、公共建築物を除く建築物をいう。

## 第3 建築物における鏡野町産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 鏡野町産材等の利用を促進する建築物

- (1) 建築物を整備する者は、法に基づく国並びに県の基本方針、並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令の基準や木造化することが困難な場合(※)を除き、木質化に努め、鏡野町産材等の積極的な利用に努めるものとする。
- (2) 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合(※)のほか、純木造とする場合を比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法の混構造も検討することとする。
- (3) 建築物の中高層、低層に関わらず、内装等の木質化が適切と判断された部分の木質化を図るものとする。

※木造化が困難な場合については以下に記載をしたものをいう

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化することが適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

## 2 施策の具体的方向

### (1) 鏡野町の取組

法に基づく国並びに県の基本方針、並びにこの方針に沿って、自ら整備する公共建築物の木造化、木質化を引き続き促進するとともに、地方公共団体以外の者が整備する建築物においても、積極的に鏡野町産材等が利用されるよう、事業者幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

### (2) 住宅における木材の利用の促進

木材用途の中で、住宅分野で利用される木材の量は多く、木材需要拡大に直接つながることから、引き続き鏡野町内の住宅において新築やリフォームを行うにあたって、住宅の木材利用に鏡野町産材等の活用を促進する。

具体的には、木造住宅の普及促進と品質の安定した鏡野町産材及び岡山県産材の積極的な使用を推進し、鏡野町産材等の需要拡大と町内定住人口の拡大、促進を目的として、個人住宅を鏡野町内において建設する者、建築業者に対し補助金を交付する等の施策の推進の他、国や県の施策に準じた木造建築物の普及、木材利用に関する情報提供等により、非公共建築物の木造・木質化に関する普及促進を図る。

### (3) 町民への木材利用の普及啓発及びPRについて

鏡野町産材等の良さを知り、ふるさとである鏡野町への愛着や地域の繋がりを深めてもらうため鏡野町産材等を使用した木製品の作成や利用を推進する。具体的な例として、鏡野中学校に導入する鏡野町産材等を使用した木の学習机の作成や新入生（小学6年生）との組み立てワークショップの開催、鏡野町産材等を利用した乳幼児玩具の配布等により町内での木育及び鏡野町産材等の利活用を推進する。

## 第4 公共建築物における鏡野町産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 鏡野町産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、鏡野町産材等の積極的な利用に努めるものとする。

具体的な公共建築物の事例については以下の表に示すものとする。

公 共 建 築 物			
教 育 施 設	幼稚園、学校等	運 動 施 設	体育館、プール等
社会福祉施設	老人ホーム、保育園等	住 宅 施 設	公営住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行 政 施 設	庁舎等
医 療 施 設	病院、診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等	

### 2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物を整備する者は、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、または主要構造物を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がり、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的から木造以外とすべき施設については対象外とする。

### 3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、鏡野町産材等の利用に努めるものとする。

#### (1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

#### (2) 公共土木工事

コスト等を勘案の上、鏡野町産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

#### (3) その他

公共建築物において使用される備品及び消耗品等については、法に基づく国並びに県の基本方針、並びにこの方針に沿った鏡野町産材等を原材料としたもの、また、暖房器具やボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

## 第5 町が整備する公共建築物における鏡野産材等の利用の目標

### 1 町有施設での木造・木質化

(1) 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ述べ床面積が3,000㎡以下の施設は木造化を図る。また3階以上の建物についても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化に努め、木造と非木造の混構造とする場合も含めCLT（直交集成板）や木質耐火部材等の積極的な利用を検討する。

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化することが適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

(2) 木造、非木造にかかわらず、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令上の制限等がある場合を除き、積極的に木質化を図る。

(3) 町民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、また、多くの町民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・いすなどの備品等に鏡野町産材等を用いた製品を積極的に利用する。

### 2 公共工事における鏡野町産材等の利用

町が実施する公共工事においては、木材を利用可能な施設（工種・工法）等において、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設として必要な性能等を勘案しつつ、鏡野町産材等の利用に努めるものとする。

## 第6 その他鏡野町内の建築物における鏡野町産材等の利用の促進に必要な事項

### 1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

加えて公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達コストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理コストについても留意するものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが、非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

### 2 体制の整備に関する事項

関係部署が計画又は実施する事業等について総合的な調整を行い、鏡野町産材等の円滑な利用の推進に努める。

### 3 普及啓発に関する事項

町有木造施設の管理者は、施設の来訪者に木の温もりや香りなど木の良さ等の普及啓発・PRに努める。

また、公共団体以外の者が整備する建築物においても、積極的に鏡野町産材等が利用されるように、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

## 附則

この方針は、令和5年4月1日より適用する。